

平成29年度

事業計画書

社会福祉法人

安堵町社会福祉協議会

I . 活動の基調

「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、社会福祉協議会が地域住民、行政、関係機関・団体と連携・協働し、福祉事業の積極的な推進を図ります。

II . 重点目標

- 1 . 地域での支え合い活動の推進
- 2 . 地域包括支援センター受託事業
- 3 . 介護保険事業の充実
- 4 . 認知症への取り組み強化
- 5 . 在宅医療・介護の連携、資源の把握強化
- 6 . 地域ケア会議の推進
- 7 . 相談支援機能の強化
- 8 . 介護予防事業の充実
- 9 . 多様な機関との協働・資源の開発
- 10 . ボランティアの発掘と活動の推進

II . 具体的な事業計画

【法人運営事業】

1 . 社協総務運営

理事会・評議員会を年間2回以上開催し、事業計画・予算並びに事業報告・決算等、社協の運営方針等を検討、審議します。

また、庶務・経理関係全般業務を行います。

2 . 広報・啓発活動

「社協だより」を年3回（1月、5月、9月）発行、またホームページなどを活用し、社協の運営や活動状況、ボランティア活動の普及等、広く啓発活動を行っていきます。

3. 募金運動の推進

国内外の天災・災害に対し、町内主要施設及び公共施設へ募金箱等設置して広く協力を求め、集計した募金を日赤奈良県支部や県共同募金会へ送金します。

【地域福祉推進事業】

1. 地域で支えるしくみづくり

介護保険制度改正により、当町でも平成29年度より、介護予・日常生活支援総合事業が始まり、ますます地域包括ケアシステムの構築が急がれているところでもあります。社協といたしましても、その役割を自覚し、「地域で支え合うしくみづくり」を念頭に、地域住民をはじめ、各種団体、機関と連携、協働しながら課題解決に向けたチームアプローチ、ネットワークづくりを進めていきます。また、社協、地域包括支援センターでは、住民の総合相談窓口として、住民と適切な関係機関へと繋ぐパイプ役を担います。

2. 小地域福祉活動の推進

住民同士の支え合い活動を推進し、地域にある様々な課題解決に向け、住民と一緒に取り組んでまいります。

引き続き、ふれあいいいきいきサロンの後方支援を行います。未開催地域への働きかけについても、自治会、老人会、民生委員の方々と協力しながら行います。

情報交換と横のつながりを持つ目的から、サロン間交流会を開催します。

3. 生活困窮者への自立支援事業

・貸付事業（善意銀行・生活福祉資金）

生活での困りごとを抱えている方に対する相談、貸付支援を行います。また、滞納者に対しての償還指導を行います。

- ・フードレスキュー事業

今日食べる物に事欠く方がいる場合、緊急時の食糧支援を行います。

4. 日常生活自立支援事業

高齢者、知的障害や精神障害のある方など判断能力が不十分な方に対し、地域で自立した生活が送れるよう生活支援員の協力のもと、福祉サービスの利用の援助や金銭管理を行います。

5. 関係機関及び各種団体との連携

- ・民生児童委員協議会

定例会に参加し、民生児童委員活動との連携を密にすると共に、5月の強化週間においては、広報車でのPR活動や各公共機関や小、中学校でのテッシュ配りなどの啓発活動に参加協力します。また、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、災害時要援護者支援活動、高齢者訪問等でも連携、協働していきます。

- ・福祉団体育成事務支援

民生児童委員協議会・安寿会連合会・身体障害者会・赤十字奉仕団・遺族会・保護司会・町内ボランティア団体（おはなし会ねこじゃらし・手話サークル葉の会・運動普及ボランティア・ネットあんど協働たい等）の活動推進と県やその他からの関連する情報や助成金等の情報提供・支援を行います。

6. ボランティア登録・支援・協力校との連携

個人ボランティアの人材発掘や登録をはじめ、情報提供や保険加入の支援等行います。

7. 障害者社会参加促進事業

社会参加促進事業として手話奉仕員養成講座を開催し、一人でも多くの方に参加いただき、聴覚障害者への理解と知識を学ぶことで交流を深め、障害を持った方にも暮らしやすい町作りを推進します。

8. 車椅子貸出し

一時的に歩行が困難で、介護保険での車椅子貸出しが出来ない町民の方を対象に、無償で貸与します。

9. 福祉サービス苦情解決

福祉サービス分野に「苦情解決のしくみ」を導入し、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を配置、今後も新たなニーズの把握やサービスの質の向上に繋がります。

10. 町事業への参加・協力

敬老のつどい、産業フェスティバル、盆踊り大会、新春マラソン等への参加、協力を行っていきます。

【地域包括支援センターの受託運営】

介護保険制度の改正に伴い、「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行していく中で、地域包括ケアシステム構築における地域包括支援センターの果たせる役割を十分に発揮し、住民、行政、各関係機関、団体と連携協働しながら、以下の事業を行います。また、地域ケア会議を強化していく中で、個別支援から地域課題を抽出し、地域での生活支援ニーズに対応していける地域資源の発掘と把握、住民への普及啓発を行いながら、地域で支えるしくみづくりを推進します。

【地域支援事業】

- ・介護予防ケアマネジメント事業
- ・総合相談支援事業
- ・権利擁護事業
- ・包括的・継続的支援事業
- ・認知症サポーター養成講座
(新たに加わる事業)
- ・地域ケア会議の充実
- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・認知症総合支援事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）事業

【指定介護予防支援事業】

【介護保険事業の運営】

1. 居宅介護支援事業

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡、調整を行います。

- ① 居宅介護支援事業
- ② 介護予防居宅介護支援事業
- ③ 介護予防ケアマネジメント
- ④ 町受託事業
 - ・ 介護認定調査

2. 訪問介護事業

介護福祉士やホームヘルパーが介護を必要とする人の家庭を訪問し、入浴・食事・排泄・着替えなどの身体的な介護や、調理・掃除・洗濯といった家事援助を行い、その人の出来る能力を生かしながら一緒に行い、自立を目指した日常生活を支援します。

- ① 訪問介護事業
- ② 介護予防訪問介護事業（第1号事業含む）
- ③ 町受託事業
 - ・ 生活管理指導員サービス事業
 - ・ 軽度生活援助事業

【日赤活動事業】

① 社資募金活動

毎年5月は日赤社員増強運動として社資募集を募るため、赤十字奉仕団の方々と協働して理解と協力を呼びかけます。

② 献血活動事業の支援

町内で年に2回実施している献血事業に対して、赤十字奉仕団と協力して広報・啓発活動を行います。

【共同募金事業】

「自分の町を良くするしくみ」をテーマに赤い羽根共同募金運動への一層の理解と協力を広く地域に啓発、促進するために、町民や企業への広報活動を行います。

【受託事業の実施】

1. 地域包括支援センター

地域住民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制づくりを目指し、多職種と連携しながら、包括的・継続的支援を行います。

2. 介護予防事業

住み慣れた地域で共に支え合い、自分らしく暮らせるまちづくりを目指し、要介護状態になることを予防するため、または要介護状態になってもその有する能力の維持向上に努めるため、地域の将来像を見据えながら、自主性のある予防事業を展開していきます。

- ① 地域資源発掘・マップ作成
- ② 地域サロン活動の充実
- ③ 元気アップ教室
- ④ 介護予防講演会
- ⑤ 介護予防協働啓発活動
- ⑥ 介護予防ボランティア養成講座
- ⑦ 家族介護教室
- ⑧ 地域づくりによる介護予防・いきいき百歳体操

3. 療育教室開催事業

心身の発達等について心配のある幼児とその親を対象に月3

回程度開催します。

4. 社会参加援助サービス事業

手話奉仕員養成講座を開催します。

5. 心配ごと相談事業

住民個々のあらゆる心配ごと相談を、民生委員の方のご協力により、毎月第1・3火曜日に行います。

6. 安堵町福祉団体育成事務

各種団体活動の事務を行います。

7. 要介護認定・要支援認定調査

町から依頼のあった場合、認定調査を行います。

8. 軽度生活援助事業

在宅高齢者の生活の自立支援を行います。

9. 生活管理指導員サービス事業

在宅高齢者の介護予防を目的に指導員を派遣します。